

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」 の改定の建議について

(趣旨)

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議いただく。

1. 経緯

一般送配電事業者による調整力の確保については、原則、公募等の手続きにより行うこととされており、その公募調達の実施方法等については、過去、電力・ガス取引監視等委員会が取りまとめ、経済産業大臣に建議をし、資源エネルギー庁において施行された「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」(以下「調整力公募ガイドライン」という。)に基本的な考え方が定められている。

近年、分散型リソース（蓄電池、コージェネレーション等）の普及や技術進歩を背景に、複数の電源等を組み合わせる逆潮流アグリゲーションを調整力として活用するニーズが拡大している。他方、調整力公募ガイドラインでは、電源は原則としてユニット単位で応札することとしており、複数の発電ユニットを組み合わせで応札することは認められていない。

この点について、第43回制度設計専門会合（令和元年11月15日）及び第54回制度設計専門会合（令和3年1月25日）において議論が行われ、競争促進の観点からも、新たなリソースの参入を可能とすることは重要と考えられることから、最低入札容量以下であるものなどユニット単体では調整力公募への応札が困難なものについては、複数ユニットのアグリゲーションによる応札及びこれらのユニットとネガワットのアグリゲーションによる応札を認めることとされた。

上記を踏まえ調整力公募ガイドラインの改定案を作成し、令和3年2月8日開催の本委員会の議決を経て、令和3年2月13日から同年3月14日の間、その改定案に関するパブリックコメントを実施した（新旧対照表については資料4-1を参照。）。

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントにおいては、1件の意見が寄せられたところ、調整力公募ガイドラインの改定案を修正する必要はないものと考えられるがどうか。

【パブリックコメントの意見】

- ・本改正に反対ではない。

3. 経済産業大臣への建議

資料4-2のとおり、改定案について経済産業大臣に建議することとしたい。

<調整力公募ガイドラインの改正のポイント>

- 調整力公募の募集単位に、例外として最低入札容量以下であるものなど単体では応札困難なユニットのアグリゲーション及びこれらのユニットとネガワットのアグリゲーションについては、応札を受け付ける旨を追加。

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」改定案 新旧対照表

改 定 案	現 行
1. ～ 3. (略) 4. 公募調達実施時 (1) ～ (2) (略) (3) 募集単位に関連する事項 ① 募集単位について (電源Ⅰ) 調整力として活用する電源等の募集単位については、発電機等のユニット単位や、ユニットを特定した上で容量単位（電源等のうち一定容量の切り出し）が考えられる。調整力の公募調達においては、発電事業者等の参入を容易とすることが競争の促進に資するが、ユニット単位とした場合には、保有する電源の少ない事業者は参入が困難となる可能性がある。また、ユニット単位の場合、ユニットの固定費が全て容量（kW）価格に反映されるため、費用面からも増加する可能性がある。加えて、将来的に調整力を市場調達する仕組みに移行する場合、市場参加者は電源等の空き容量を市場に入札する仕組みが想定される。これらの点からは、電源を特定した上で、容量単位で入札を可能とすることが望ましいと考えられる。 これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。 ■ 電源Ⅰの公募要領等において、原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける。ただし、例外として最低入札容量以下であるものなど単体では応札困難なユニットのアグリゲーション及びこれらのユニットとネガワットのアグリゲーションについては、応札を受け付ける。 (電源Ⅱ) 電源Ⅱについては、ゲートクローズ後の電源等の余力のみを活用するため、事前に活用可能な容量（kW）を定めることは不要であり、原則としてユニット単位で募集することとなる。 これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。	1. ～ 3. (略) 4. 公募調達実施時 (1) ～ (2) (略) (3) 募集単位に関連する事項 ① 募集単位について (電源Ⅰ) 調整力として活用する電源等の募集単位については、発電機等のユニット単位や、ユニットを特定した上で容量単位（電源等のうち一定容量の切り出し）が考えられる。調整力の公募調達においては、発電事業者等の参入を容易とすることが競争の促進に資するが、ユニット単位とした場合には、保有する電源の少ない事業者は参入が困難となる可能性がある。また、ユニット単位の場合、ユニットの固定費が全て容量（kW）価格に反映されるため、費用面からも増加する可能性がある。加えて、将来的に調整力を市場調達する仕組みに移行する場合、市場参加者は電源等の空き容量を市場に入札する仕組みが想定される。これらの点からは、電源を特定した上で、容量単位で入札を可能とすることが望ましいと考えられる。 これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。 ■ 電源Ⅰの公募要領等において、原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける。 (電源Ⅱ) 電源Ⅱについては、ゲートクローズ後の電源等の余力のみを活用するため、事前に活用可能な容量（kW）を定めることは不要であり、原則としてユニット単位で募集することとなる。 これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。

改 定 案	現 行
■ 電源Ⅱの公募要領等において、原則としてユニット単位で募集する。ただし、<u>例外として最低入札容量以下であるものなど単体では応札困難なユニットのアグリゲーション及びこれらのユニットとネガワットのアグリゲーションについては、応募を受け付ける。</u> ② （略） （４）～（１１） （略） ５．～９． （略）	■ 電源Ⅱの公募要領等において、原則としてユニット単位で募集する。 ② （略） （４）～（１１） （略） ５．～９． （略）

経済産業省

20210326電委第1号

令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の改定
に関する建議について

一般送配電事業者が行う調整力の公募調達（以下「調整力公募」という。）については、近年、分散型リソース（蓄電池、コージェネレーション等）の普及や技術進歩を背景に、複数の電源等を組み合わせる逆潮流アグリゲーションを調整力として活用するニーズが拡大しています。他方、平成28年10月に制定された「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「調整力公募ガイドライン」という。）では、複数の電源等を組み合わせて応札することは認められておらず、これらの応札を可能とすることは、調整力公募の競争促進の観点から重要と考えられます。

については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり調整力公募ガイドラインの改定を行うことが必要であると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

注（施行時削除）

別添1：「調整力公募ガイドライン」改定案（新旧対照表）